

1 手帳制度

1 身体障害者手帳

1. 内容

身体障がいのある方（児童）が手帳の交付を受けることにより各種の援護措置を受けることができる。手帳には障がいの程度により1級～6級まである。また運賃割引等の種別として1種、2種がある。

2. 対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓の各機能）の障がいによって別表に該当する者

3. 窓口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）、障害者福祉課（久留米市）

4. 根拠法令・通知

身体障害者福祉法第4条、第15条

2 療育手帳

1. 内容

知的障がいのある方（児童）が手帳の交付を受けることにより各種の援護措置を受けやすくなる。手帳には障がいの程度によりA（重度）とB（その他）があり、さらにAはA1～A3、BはB1～B2に区分される。

2. 対象

対象は知能指数が下記の区分に該当する程度の知的障がいのある方（児童）とされている。

3. 区分

区分	表示	程度
A	A1（最重度）	IQ20以下
	A2（重 度）	IQ21～35
	A3（重度・合併）	IQ36～50で 身障手帳1～3級を所持
B	B1（中 度）	IQ36～50
	B2（軽 度）	IQ51～概ねIQ75

4. 窓口

18歳未満 児童相談所または市町村障がい福祉担当課
各区役所保健福祉課（北九州市）
各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

18歳以上 市町村障がい福祉担当課
各区役所保健福祉課（北九州市）
各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

5. 根拠法令・通知

療育手帳制度の実施について（厚生省児童家庭局長通知）

3 精神障害者保健福祉手帳

1. 内容

一定の精神障がいの状態にある者が手帳の交付を受けることにより、県立施設等の利用料の減免、税制の優遇措置等を受けることができる。

2. 対象

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者

3. 窓口

各市町村、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター健康課（福岡市）

4. 根拠法令・通知

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、第45条の2

別表1 身体障害者手帳等級

別表2 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

別表3 手帳交付について（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

※身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、障がいのある児童に対する福祉サービスには、手帳を所持していなくても診断書等により利用できるものもあります。詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

別表1 身体障害者手帳等級

1 手帳制度

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能、又はそしやく機能の障害	肢体不自由						心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。)が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したものの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したものの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(Ⅰ/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ/2視標による。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したものの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級のものに該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能、又はそしやく機能の障害	肢体不自由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴カレベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能を著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	平衡機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による社会での日常生活活動に支障のあるもの										
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの		1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの									

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能、又はそしやく機能の障害	肢体不自由						心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
7級					1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1.同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2.肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3.異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5.「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>															

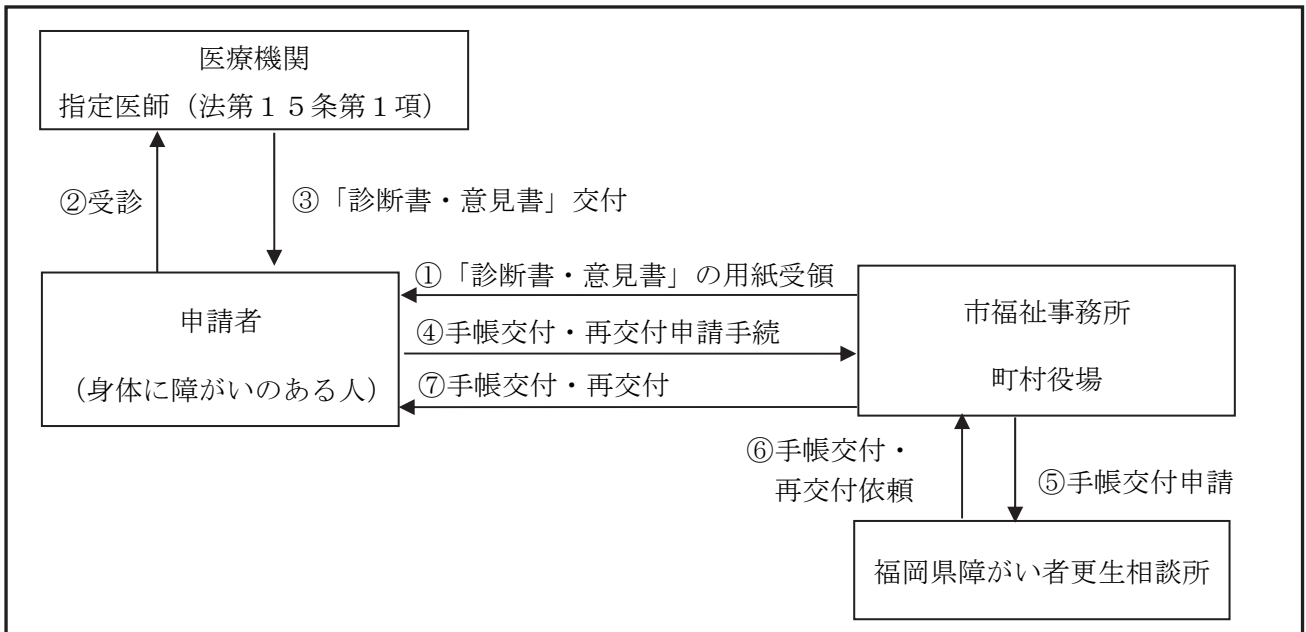
別表2 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を辿って行われる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示す。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害(活動制限)の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんばんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんばんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんばんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんばんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中程度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんばんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身辺の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

別表3 手帳交付について（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

身体障害者手帳の交付



■手帳交付申請に必要なもの

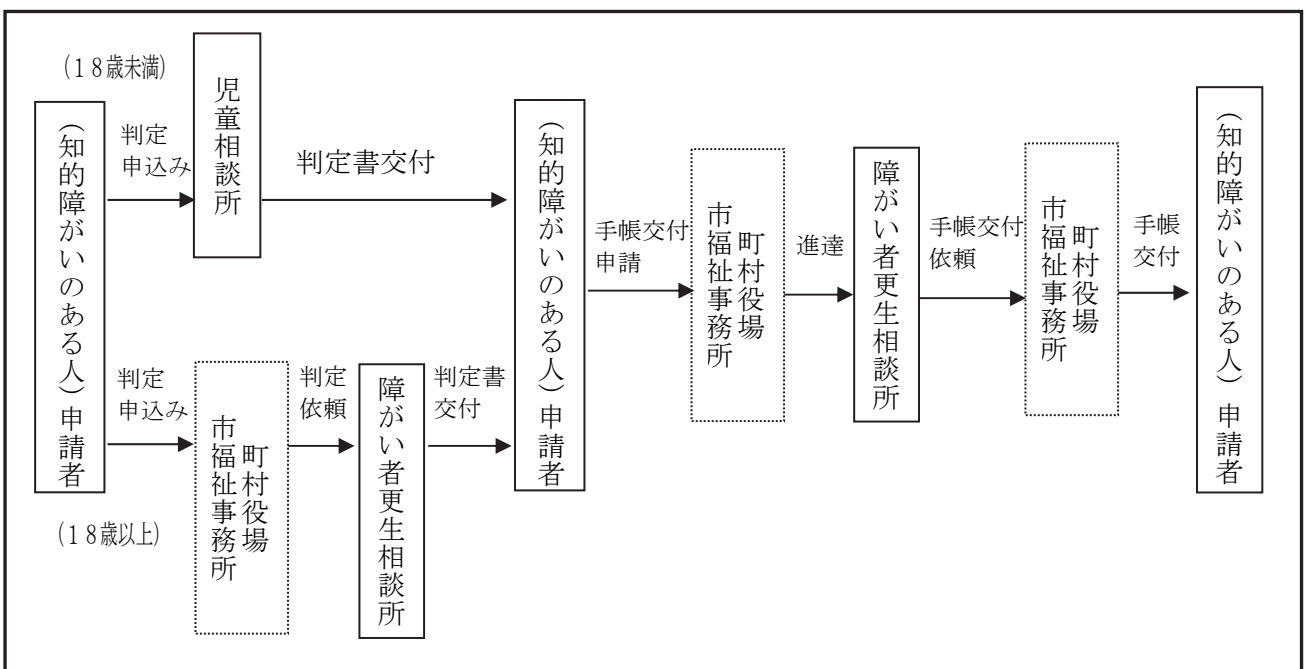
- (1) 身体障害者手帳交付申請書
- (2) 身体障害者診断書・意見書（指定医師が診断したもの）
- (3) 本人の顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- (4) 印鑑
- (5) 本人確認書類

※平成28年1月1日以降の申請分より、マイナンバー制度の導入に伴い申請時に本人確認書類が必要となります。

■再認定

手帳交付の際に、再認定が指定された場合は、再度診断書を提出し、再認定を受ける必要があります。

療育手帳の交付



※北九州市・福岡市については、手続きの流れが異なりますので担当課へお問い合わせください。

■手帳交付申請に必要なもの

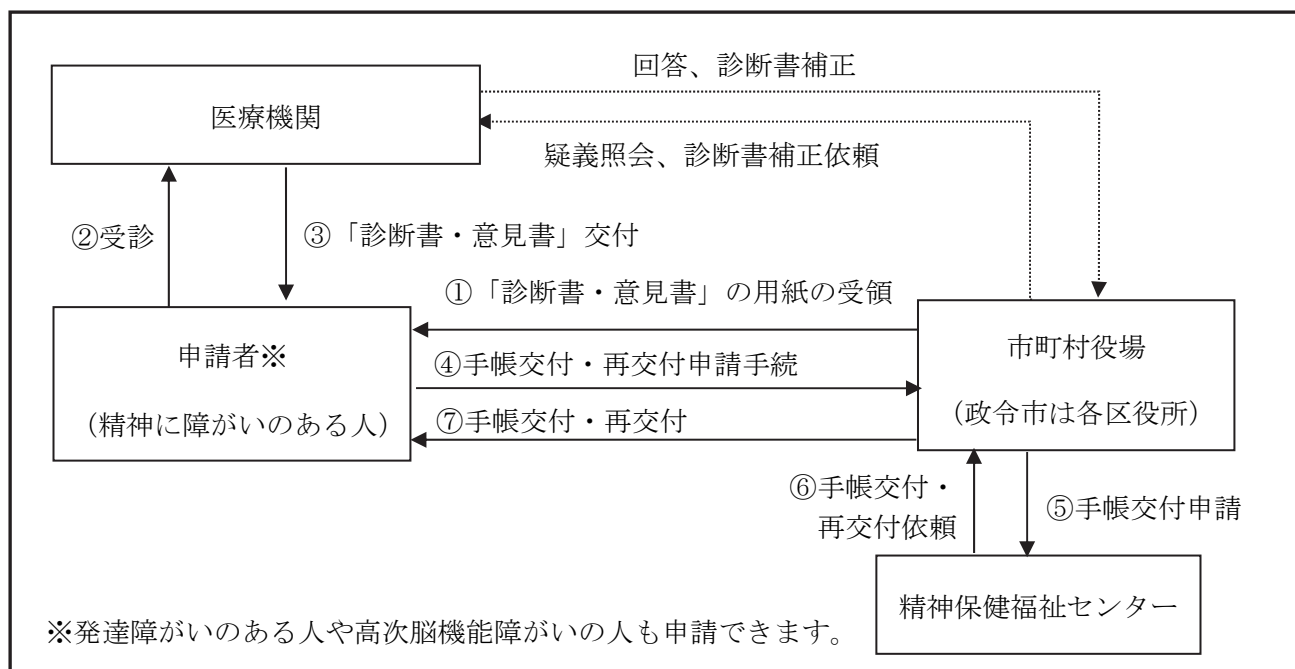
- (1) 療育手帳交付申請書
- (2) 判定書（児童相談所または障がい者更生相談所が交付したもの）
- (3) 本人の顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- (4) 印鑑

※マイナンバー制度の導入に伴い申請時にマイナンバーカード又は通知カードが必要です。

■再判定

次回の判定が必要とされた場合は、児童相談所（18歳未満）あるいは障がい者更生相談所（18歳以上）で再判定を受ける必要があります。

精神障害者保健福祉手帳の交付



■手続きに必要なもの

- (1) 障害者手帳申請書
- (2) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金証書の写し（精神障がいを支給事由とする年金を現に受けていることを証する写し）
- (3) 本人の顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- (4) 印鑑
- (5) 番号確認書類

※平成28年1月1日以降の申請分より、マイナンバー制度の導入に伴い申請時に本人確認書類が必要となります。

■手帳の有効期限と更新

手帳の有効期限は2年です。有効期間の延長を希望する方は、更新手続きが必要です。（新規手順に準ずる）

■手帳を受けられた方へ

次の場合は、居住地の役場にお届けください。

- (1) 住所、氏名が変わった時
- (2) 手帳をなくしたり、使用できないほどに破損したりした時
- (3) 障がいの程度が変わった時、または新たな障がい加わった時
- (4) 障がい回復したり、死亡などにより手帳が不要になったりした時

※手帳を他人に譲ったり貸したりすることはできません。

4 公害医療手帳

1. 内容

大気汚染の影響で健康被害を受けた者が手帳の交付を受けることにより、以下の給付を受けることができる。

- ①療養の給付及び療養費 ②障害補償費 ③遺族補償
- ④遺族補償一時金 ⑤児童補償手当 ⑥療養手当
- ⑦葬祭料 ⑧公害保健福祉事業

ただし、改正により昭和63年3月1日付をもって指定地域が解除され、新たな認定申請は行われない。従って既認定患者のみ従来どおり給付の継続、認定の更新がなされている。

2. 対象

公害健康被害補償法施行令で指定された地域（福岡県では北九州市及び大牟田市の一部）に居住、又は一定期間継続して通勤、通学した者で次の症状で認定された者

- ①慢性気管支炎 ②気管支ぜん息 ③ぜん息性気管支炎
- ④肺気しゅ

3. 窓口

北九州市保健衛生部保健予防課公害保健係
大牟田市保健福祉部保健衛生課公害保健担当

4. 根拠法令・通知

公害健康被害の補償等に関する法律

5 被爆者健康手帳

1. 内容

原子爆弾の被害にあった者に対して交付される手帳で次のような援護を受けることができる。

- ①健康診断 ②医療の給付 ③手当等の給付（医療特別手当、健康管理手当、特別手当、葬祭料などの給付）

2. 対象

原子爆弾投下時に

- ①広島市、長崎市または政令で定められた隣接区域内に在った者
- ②一定の期間内に政令で定められた区域内に入った者
- ③身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情に在った者
- ④前各号の胎児であった者

3. 窓口

各保健福祉（環境）事務所、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター健康課（福岡市）、大牟田市保健所、久留米市保健所

4. 根拠法令・通知

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

6 戦傷病者手帳

1. 内容

公務上の傷病を受けた軍人、軍属等であった者に対して厚生労働大臣が交付するもので、この手帳の交付を受けた者は各種の援護措置を受けることができる。

2. 対象

- ①恩給法別表第1号表の2、3に該当する程度の障がいがある者
- ②公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者
- ③旧恩給法施行令第31条第1項に規定する第1目症～第4目症に相当する程度の障がいがある者

3. 窓口

市区町村援護担当課 福岡県福祉労働部保護・援護課

4. 根拠法令・通知

戦傷病者特別援護法第4条

7 健康管理手帳（毒ガス障がいのある人）

1. 内容

戦時中、旧陸軍造兵廠曾根製造所で毒ガス等の充填作業等に従事していた者等に対し、健康管理手帳を交付し、健康診断を実施している。さらに、毒ガス等の影響によりガス障がいになり患している者に対しては医療費や障がいの程度により各種手当等を支給している。

（救済事業の内容）

- ①健康診断の実施 ②医療費の支給（医療手帳の交付）
- ③手当の支給（特別手当、医療手当、健康管理手当、保健手当、介護手当）

2. 対象

- ①旧陸軍造兵廠曾根製造所（北九州市）に毒ガス等の充填作業等に従事していた者（動員学徒、女子挺身隊員、勤労奉仕隊員、人夫等及び旧陸軍共済組合の組合員であった者等）
- ②同製造所において、終戦後毒ガス及び有害物質等の処理に従事した者

3. 窓口

福岡県福祉労働部保護・援護課（動員学徒、女子挺身隊員、勤労奉仕隊員、人夫等であった方）
国家公務員共済組合連合会旧令年金課（旧陸軍共済組合の組合員であった方）

TEL 03-3265-8141 代表

4. 根拠法令・通知

毒ガス障害者に対する救済措置要綱
ガス障害者救済のための特別措置要綱